

防衛省経理装備局 艦船武器課需品室 パブリックコメント担当 殿
防衛省・航空自衛隊の事務用品調達業務 民間競争入札実施要項(案) に関するご意見
Cc内閣府公共サービス改革推進室(田中秀明参事官、横沢参事官補佐、中出参事官補佐)どの
:

1. 氏名 江崎通彦 もと調本21世紀委員会委員 経歴<http://dctn-wisdom.jp/keireki.pdf>

2. 住所 〒502-0053 岐阜市長良宮路町1-3

3. 電話番号 090-3579-0406 058-231-9287

4. 電子メールアドレス又はFAX番号 esaki@dctn-wisdom.jp 058-294-5191

5. ご意見 意見は記入ボックスの要求の650文字では書ききれませんでしたので、その内容は、
URL <http://dctn-wisdom.jp/00001-1011-1-14jimuyouhin-pab.pdf> で見れるようにしました。

(1) 意見提出の視点

- ① 「行政調達の上位目的」は、「**調達対象は、コストミナムム(談合、水増し、カルテルが含まれない)で、行政の上位目的に対し効果と効率が上がるもので、その行政調達プロセスコストは、必要最少限で、あること**」という上位目的の視点から、
- ② 最近の、航空自衛隊官製談合のような事案の再発防止が、その狙いに含まれていなければならないという視点から
- ③ 事務用品の必要とする現場からの要求を最小限の購入手間で、そのコストを自律的に削減するようなプロセスにするという視点から
意見を述べます。

(2) 参考文章

2010-11-9内閣府に提出した(3)問題点とその対策「**民間におけるコストダウン(水増し、カルテル、談合防止を含む)の方法から見た、行政調達のコストダウンの方策**」
<http://dctn-wisdom.jp/00001-2010-11-9naikakufu.pdf>

(3) 問題点と対策

問題点① 従来、調達につき、価格に談合、カルテル、水増し価格のはいるのを防止するため、行政調達側が示していた入札心得、見積心得等の規定に従うという(国民は何でも官側の言うこと法律や規則を守らなければならないという)暗黙同然の調達の前提条件をやめ、今回はテスト的に、民間企業が見積(予算用を含む)をとる前に、入れている**取引基本契約書**(金額も、ものの名前も入っていない契約書であるため、財政法による支出負担行為のある契約には当たらないもので、予算が付く前にこの契約しても問題ないと考える)を候補業者との間で取り交わすと言うことにされたらよいと思います。

この対策により、従来、業者側の**証拠つき内部告発**か、カルテルに対し最初に申告をしたものは、罰金を免除すると言う法律の適用(今回の場合コクヨ)意外には、ほとんど出てこなかった、談合や水増しを、未然に防ぐことができるようになります。

この提案の詳細は、すでに、内閣府公共サービス改革推進室(田中秀明参事官、横沢参事官補佐、中出参事官補佐)よりの「**民間のコストダウンの方法が行政調達に応用できないか**」との質問に対し、2010-11-9に提言をした、「**民間におけるコストダウン(水増し、カルテル、談合防止を含む)の方法から見た、行政調達のコストダウンの方策**」

<http://dctn-wisdom.jp/00001-2010-11-9naikakufu.pdf>」の項目2~3に述べていますのでそちらに従ってください。

取引基本契約書の方式を、テスト的にでも、調達側:防衛省を、甲として位置付け、具体化して戴くと従来の、談合、水増し、カルテルが、ほぼなくなり、**監督責任者の無念な責任退職がほぼなくなる**と思います。

問題点② 上記①の問題点の対策をとれば、あわせて、価格は、市場の需給関係により決まるものであり、その中からバスタバイをネゴにより現場の協力(例えば、現場にインセンティブのある自律節減のメカニズムを組み込んだ事務用品要求カードを与えて)必要最小限の購入メカニズムをつくさえすれば、要求もととなる現場からの自律的節約も可能になりよいのであり、数量の入った、今回の(案)のように自衛隊用のみのwebページを作るのは調達プロセスコストの上昇を招きます。それにWEB

作成などに要する供給側で余分にかかるコストは、取引基本契約書の第五条にある、甲が乙に必要なにより要求する甲の指定する区分に従い、価格の明細を出させれば、それははっきり出てくる無駄なコストとして、確認できる用になります。(これを、乙側の説明により乙側の経費で処理をすると、乙側が言うのであれば、それは厳密に言えば、購入価格に上乘せされていると言うことになります。(よその会社に売る経費の中で処理をしますと言うことでだまされてはいけません)

問題点③ 民間で使っている取引基本契約書の考え方やその適用は、はじめてのことでもあり、上防衛省のみでは、どうして実現ができないと思いますので、よく内閣府(公共サービス改革推進室(田中秀明参事官、横沢参事官補佐、中出参事官補佐)とよく連絡を取りながらやっていただきたいと思います。

以上のことは、次の段階で防衛省・自衛隊の防衛装備品の維持業務に公共サービス改革法の適用にも、繋がっていくことになると思います。

従ってこの、提言の写しを内閣府にも送付しておきますので、よろしく連携の上検討お願いいたします。